

船舶の変更登録申請

船舶法第 6 条の2、第 10 条、第 11 条
(総トン数20トン以上の日本船舶)

【申請対象者】

船舶所有者(又は船舶所有者から委任を受けた海事代理士)

【提出時期】

変更の事実が生じた日から2週間以内

【申請書様式】

船舶登録・船舶国籍証書書換等申請書〔申請様式第3号〕

【添付書類】

- ・所有者の変更(名義人、住所など)
船舶登記簿謄本、抄本又は登記済証
- ・船籍港の変更
変更の事実を証する書面(置籍願、など)
- ・総トン数の変更
なし
- ・表示事項の変更
臨検調査書、など

< 船舶登記簿の表題部(船名、船籍港、総トン数等)に変更が生じる場合 >

- ・法務局へ囑託する際の登録免許税 1,000円
- ・返信用封筒及び切手
- ※法務局発行の囑託書副本(登記済証)を希望する場合に限る

【手数料】

- ・登録手数料(変更)(船舶法施行細則第 48 条)
- 船籍港の変更が伴わない場合 6,700円
- 船籍港の変更がある場合 13,500円(※)

※ただし、同じ管海官庁(運輸局等)の管轄区域内で、船籍港を変更する場合は、6,700円となります。

※所定の様式〔手数料様式第1号〕に収入印紙を貼付

・船舶国籍証書の書換手数料(船舶法施行細則第 51 条)

4,500円

7,500円(英語併記の場合)

※所定の様式〔手数料様式第2号〕に収入印紙を貼付

※申請にあたっては、変更の登録と証書の書換は、同時に申請する必要があります。

(船舶法施行細則第 31 条)

【申請先】

最寄りの地方運輸局(神戸運輸監理部、沖縄総合事務局を含む)

又は、運輸支局(海事事務所)